

## 春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第90号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(償還等) 第15条 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金</u> については、 <u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条</u> の規定によるものとする。	(償還等) 第15条 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予</u> については、 <u>法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定</u> によるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。